

.....

CLUB AJ カード特約

.....

第1条（名称）

CLUB AJ カード（以下「本カード」といいます。）とは、入会時に指定した加盟店及び加盟店が所属する二輪組合又は全国オートバイ協同組合連合会（以下「総称して「加盟店等」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Mastercard 機能を有します。

第2条（会員）

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、加盟店等を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、入会初年度は無料とし、次年度より 2,200 円（うち消費税 200 円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。

2.前項にかかわらず、前年度のカードショッピングのご利用金額合計が 10 万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。